

保育所の役割にかかわる資料

1 平成26年11月（小金井市）

平成26年11月に「公立保育所の役割について（案）」について、市として、以下の内容を示しています。

(1) 行政機関としての役割

- ① 公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。
- ② 公立保育所は、庁内各課、他の行政機関との連携が比較的容易であることから、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について、迅速な対応が可能である。また、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子どもについても、公立保育所が積極的に受け入れ対応する。

(2) 地域子育て支援の拠点としての役割

- ① 公立保育所の特長を活かし、民間保育所、認可外保育施設等との連携を図り、地域における子育て支援の中核的な機能を果たす。
- ② 在宅の子育て家庭への支援として、一時保育、緊急保育の充実を図る。
- ③ 認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築を推進していく。
- ④ 公立保育所の職員は、市職員として保育行政に携わり、保育需要や課題に積極的に取り組む。

(3) 保育施設の拠点としての役割

- ① 大規模災害の発生時には、小金井市災害対策本部と連携し保育を継続する。また、公立保育所職員は、市職員として災害対策の活動を行う。
- ② 公立保育所は、情報交換等を通じ民間保育所等との連携を図るとともに、人材育成を積極的に行う。

2 平成27年12月（小金井市保育検討協議会意見より抜粋）

その後、小金井市保育検討協議会がまとめた「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見」（平成27年12月）において、認可保育所の役割については、次

の4項目を意見として挙げています。

- 市は、職員団体との協議において、平成26年11月に「公立保育所の役割について（案）」等を示し、「1 行政機関としての役割」「2 地域子育て支援の拠点としての役割」「3 保育施設の拠点としての役割」の3点について、計10の具体的な役割を位置づけた。市が設置する保育施設として、その存在価値を示すためにも、これらの役割を遂行していくことは重要である。
- 公立保育所は庁内各課との行政機関との連携をもとに、例えば、児童虐待の早期発見、要保護児童の支援についても迅速に対応していくべきである。
そこで、市には、公立保育所が庁内組織の一部であることを生かし、庁内各課との連携はもとより、民間の保育施設も視野に入れたセーフティネットの構築を図るよう求めたい。また、こうした分野を中心に、公立保育所がモデル的な取り組みを示すことも求めたい。その上で、民間の保育施設との交流、あるいは合同研修の場などを積極的に設け、市の全ての保育施設の質の向上と役割を担う必要がある。
- 市全体の保育の質を向上させるため、公立保育所は中核的な機能、あるいは家庭支援センター的な役割を担い、全ての保育施設の連携を図る役割を担うことも必要である。これらは、公立保育所の管理運営の効率化を議論する過程で、引き続き検討すべき課題である。
- 公立保育所と民間の保育施設が担っている保育に違いはない。また、違いがあるべきではない。その上で、保育の質の観点から見れば、公立保育所は市が設置しているという条件の下、保育のスタンダードを継続的に実践していける体制にある。一方、民間の保育施設は運営母体の違いにより、その方針に違いが見られ、それが各保育施設の個性となっている。こうした質的な違いこそ、互いの担うべき役割を明確にする際の観点とすべきである。

3 保育所保育指針（平成30年4月改訂）より

保育所保育指針解説（平成30年2月）では、「少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加等を背景に、様々な課題が拡大、顕在化してきた。子どもが地域の中で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難となり、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる人も増えてきている一方で、身近な人々から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多いことなどが指摘されている。保育の充実や地域における子

育て支援の展開など保育関係者の努力によって改善されてきた面もあるものの、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱く人は依然として少なくない。こうした中、児童虐待の相談対応件数も増加しており、大きな社会問題となっている。他方、様々な研究成果の蓄積によって、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力といった主に社会情動的側面における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかとなってきた。これらの知見に基づき、保育所において保育士等や他の子どもたちと関わる経験やそのあり方は、乳幼児期以降も長期にわたって、様々な面で個人ひいては社会全体に大きな影響を与えるものとして、我が国はもとより国際的にもその重要性に対する認識が高まっている。これらのことを背景に、保育所が果たす社会的な役割は近年より一層重視されている。」とされています。

平成30年4月に改訂された保育所保育指針においては、保育所の役割として、以下の4項目を掲げています。

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。